

第 IV 章

分野別方針



1. 土地利用の方針	58
2. 交通体系形成の方針	64
3. 都市環境形成の方針	68
4. 河川・排水整備の方針	71
5. 都市防災の方針	72
6. バリアフリーとユニバーサルデザインの方針	73
7. 都市基盤の維持管理の方針	73
8. 市民協働のまちづくりの方針	74



第IV章 分野別方針

分野別方針は、前章で示した将来都市像を実現するため、次のような分野の方針を設定します。

表IV-1 分野別方針の構成

分野	内容
1. 土地利用の方針	
1-1. 基本的土地利用の方針	・基本的な土地利用に関する方針を定めます。
1-2. 規制誘導の方針	・土地利用の適切な規制誘導に関する方針を定めます。
1-3. 空家・空地対策の方針	・空家・空地の適正管理、有効利用に関する方針を定めます。
2. 交通体系形成の方針	
2-1. 道路整備の方針	・道路の配置や規模、整備等に関する方針を定めます。
2-2. 公共交通の方針	・都市内交流を活性化するための公共交通に関する方針を定めます。
3. 都市環境形成の方針	
3-1. 公園・緑地の方針	・都市公園やその他の公園、緑地に関する配置や規模、整備に関する方針を定めます。
3-2. 景観形成の方針	・良好な景観の保全や創出に関する方針を定めます。
3-3. 環境保全の方針	・都市環境の管理・保全に関する方針を定めます。
4. 河川・排水整備の方針	・河川や下水道等の排水施設の整備に関する方針を定めます。
5. 都市防災の方針	・災害に強いまちづくりに向け、防災に関する方針を定めます。
6. バリアフリーとユニバーサルデザインのの方針	・公共空間のバリアフリー※ ¹ 化の推進、まちづくりに必要なユニバーサルデザイン※ ² の導入に関する方針を定めます。
7. 都市基盤の維持管理の方針	・都市基盤の適切な管理に関する方針を定めます。
8. 市民協働のまちづくりの方針	・まちづくりにおける市民と行政の役割、市民協働の促進に関する方針を定めます。

※¹バリアフリー：高齢者・障害者等が社会生活をしていくうえでの物理的、社会的、制度的、心理的及び情報面での障害を除去すること。

※²ユニバーサルデザイン：年齢や障害の有無にかかわらず、すべての人が使いやすいように工夫された用具・建造物などのデザイン。

1.土地利用の方針

1-1.基本的土地利用の方針

笠間・友部・岩間それぞれの市街地及び地区の特徴を生かし、自然・農業の保全と都市環境が調和した土地利用を基本として、集約と連携によるまちづくりや交流と賑わいづくりの実現に向けた取り組みを進めます。

(1) 住居系土地利用(笠間市立地適正化計画における居住誘導区域^{※1}・準居住誘導区域等^{※2})

住居系土地利用は、本市の拠点となる3つの住居系市街地とその他の住宅地について、特性に応じた土地利用を図ります。

- 友部駅を中心とした友部市街地は、公共交通や生活サービス施設の利便性が高く、本市の中心拠点としての位置づけであり、地区に近接する県立中央病院を中心に福祉・医療機能が充実していることから、安心して住み続けることのできる居住環境を備えた住宅地とします。
- 笠間駅を中心とした笠間市街地は、歴史・文化・芸術等の資源が豊富な地域生活拠点としての位置づけであり、賑わいのある街並みと良好な居住環境を維持する住宅地とします。
- 岩間駅を中心とした岩間市街地は、自然・農業資源が豊富な地域生活拠点としての位置づけであり、愛宕山への入り口にふさわしい、景観や自然・農業環境と調和した居住環境がある住宅地とします。
- その他の住宅地として、南友部地区、鯉淵地区、旭町地区については、人口集積や充実した生活環境の維持・向上を図りつつ、良好な住環境を形成する住宅地とします。宍戸駅、稲田駅、福原駅の各駅周辺地区については、公共交通の便を生かし、既存生活施設などの維持を図る、低層住宅を中心とした住宅地とします。



写真IV-1-1 笠間市街地内の住宅地

※¹居住誘導区域：一定のエリアにおいて人口密度を維持し生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう誘導すべき区域。

※²準居住誘導区域：居住誘導区域以外で、同等の利便性や拠点性を満たす箇所を市独自に設定している区域。

(2) 商業業務系土地利用（笠間市立地適正化計画における都市機能誘導区域^{※1}等）

商業業務系土地利用は、拠点の位置づけに応じた機能拡充等を図ります。

- 友部地区は、ターミナル駅である友部駅を生かし、本市の都市的発展を牽引する高次な都市機能を積極的に誘導するとともに、高度な医療や商業施設、サービス施設、行政施設等の都市機能を集積させた、中心拠点としての魅力を高めます。
- 笠間地区は、歴史・文化・芸術等の資源が豊富な地域生活拠点として、笠間駅周辺や国道50号沿道においては、地域生活サービス施設が立地する商業業務地とします。また、笠間稲荷門前通り沿道においては、歴史的街並みによる景観が維持され、観光商業施設が連坦する商業地とします。
- 岩間地区は、自然・農業資源が豊富な地域生活拠点として、地域生活サービス施設が立地する商業業務地とします。
- その他幹線道路沿道及び駅周辺については、既存の公共公益施設を核として、小規模な生活サービス施設が立地する地区拠点の商業業務地とします。
- 3つの市街地及び歴史・文化環境交流拠点が近接する国道355号を軸とした区域については、「かさま魅力軸」として位置づけ、道の駅等交流拠点の連携、地域文化と居住空間の連携による笠間の魅力溢れる空間を形成します。



写真IV-1-2 笠間稲荷門前通り

(3) 工業系土地利用

工業系土地利用は、常磐自動車道の友部JCT・岩間IC周辺を中心とした工業系市街地に産業集積を図ります。

- 本市の産業の拠点として、高速道路ICに近接する工業系市街地のうち、茨城中央工業団地（笠間地区）、安居・押辺工業地域については、工業生産施設、流通業務施設の立地を誘導し、産業集積を促進する工業地とします。岩間工業団地周辺地域については、既存の企業集積を維持し、生産環境の保全に努めます。
- その他の工業団地については、既に企業集積が見られる地区であり、周辺環境との調和を図りつつ、生産環境の保全に努めます。
- 友部市街地に近接する畜産試験場跡地地区については、新たな産業や賑わい、交流等を生み出す可能性を持つ地区であり、さまざまな需要に応じた拠点の形成、都市機能の充実を図ります。



写真IV-1-3 岩間工業団地周辺地域

※¹都市機能誘導区域：医療・福祉・商業等の都市機能を都市の拠点に誘導・集約し、各種サービスの効率的な提供をはかる区域。（居住誘導区域内に設定）

(4) 農業系土地利用

農業系土地利用は、良好な自然環境との調和を図りながら、田園集落の生活環境や農地の維持・保全に努めます。

- 平野部に広がる田園集落・農地については、農業環境・景観を構成する生活環境の維持・保全に努めます。
- 自然公園に隣接する田園集落・農地については、周辺の山林自然環境と調和した生活環境の維持・保全に努めます。
- 河川沿岸などの一団の農地は、農用地区域として、農業生産環境の維持・保全に努めます。



写真IV-1-4 田園風景

(5) 自然系土地利用

自然系土地利用は、笠間県立自然公園や吾国・愛宕県立自然公園に含まれる各拠点と連携し、良好な自然環境の保全を図ります。

- 笠間芸術の森公園周辺地区については、笠間焼に係る文化交流機能、地場産業施設の集積を活かし、笠間の風土・文化を体験し交流できる機能の拡充を図ります。
- 笠間稲荷神社・佐白山周辺地区については、市街地に近接する緑地空間として、環境保全に努めます。また、笠間稲荷神社や笠間城跡などの歴史・文化資源の活用を推進し、商業・業務・観光機能等が集積した観光交流拠点の形成を図ります。
- 宍戸・北山公園周辺地区については、豊かな自然に触れ合う環境と機会の充実を図るとともに、宍戸地区の歴史・文化資源の活用を図ります。
- 愛宕山・上郷周辺地区については、ハイキングコースとして知名度の高い愛宕山を中心として、訪れる人々が自然と触れ合うことのできる施設について、観光資源としての魅力を高める環境整備を進めます。
- その他の自然公園区域については、山林や平地林などの良好な自然環境の保全に努めます。
- 一団の保安林^{※1}・国有林については、水源の保全、防災、生態系維持の観点から、山林自然環境の保全を図ります。



写真IV-1-5 愛宕山の自然

※¹保安林：森林法に基づき、水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全、形成などの目的を達成するために指定された森林。伐採・放牧・土石採掘などが制限される。

1-2. 規制誘導の方針

土地利用の規制誘導においては、非線引き都市計画区域^{※1}を基本としながら、当該地域の特性や市街化の状況等を考慮して、適切な都市計画制度(用途地域、特定用途制限地域、地区計画^{※2}等)の活用を図ります。

(1) 用途地域内の方針

- 笠間市の市街地は、現在の用途地域が指定されている区域を基本とし、笠間、友部、岩間を主として住居系を中心とする市街地、岩間 IC 周辺、茨城中央工業団地(笠間地区)を工業系市街地とします。
- 今後の用途地域の指定や変更は、面的開発や市街化動向等を考慮しながら行うこととし、用途地域内の都市的未利用地^{※3}については、市街地開発事業^{※4}や地区計画の活用により計画的な土地利用を促進します。
- 工業系市街地のうち、都市的未利用地となっている区域については、国内産業構造の変化を考慮しつつ、用途地域や地区計画に沿って、企業誘致等効率的な土地利用を誘導します。
- 地域地区^{※5}(用途地域等)による建物用途の誘導や、地区施設(道路や公園)の位置づけによる良好な市街地環境の創出を目的として、地区計画の活用を進めます。
- 用途地域内の浸水想定区域などの災害危険性の高い地区については、地域の防災方針・計画と整合を図りながら、市街化の抑制を図る措置を検討します。

(2) 白地地域における方針

- 白地地域^{※6}のうち建物用途について「広範囲に緩やかな規制」を先行して実施する必要がある場合、又は大規模開発等による開発地区周辺での宅地化が想定される場合等には、特定用途制限地域の指定を検討します。
- 用途地域に隣接して宅地化が進行する住宅地等については、土地利用の混在化を防ぐ建物用途の誘導や、骨格となる基盤施設を地区施設として位置づける地区計画の導入等、市街化を誘導する都市計画制度の活用を検討します。
- 白地地域にある工業団地や大規模施設用地については、企業更新等に伴う建物用途の変更による周辺への影響に配慮し、開発基準との連携を図りながら、地区計画の導入等を検討します。
- 白地地域内の浸水想定区域などの災害危険性の高い地区において宅地化が想定される場合には、規制誘導の手法について検討します。
- 歴史・文化環境交流拠点や市街地に隣接する良好な自然環境・景観を保全する地区について、風致地区^{※7}制度等の活用を検討します。

※1非線引き都市計画区域:市街化区域及び市街化調整区域が指定されていない都市計画区域。

※2地区計画:計画的な市街地形成や土地利用を誘導するため、一定の区域を対象として道路や公園等の配置、建物の用途や形態等についてルールを定める制度。

※3都市的未利用地:市街地で、住宅地や商業地、工業地等の都市的土地利用がされていない土地。

※4市街地開発事業:道路、公園、下水道などの公共施設を一体的に面的整備をすることで、良好な市街地環境を形成し、都市機能の更新を図る事業で、土地地区画整理事業、市街地再開発事業等がある。

※5地域地区:都市計画における土地利用に関する指定制度で、建物の用途を定める「用途地域」、防災等のために建物構造等を制限する「防火地域、準防火地域」等、全部で21種類。

※6白地地域:都市計画区域および準都市計画区域内で、「用途地域」の定められていない地域のこと。

※7風致地区:都市における風致(水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観)を維持するために定められる地域地区。建築物の建築(建ぺい率、高さ等)、宅地の造成、木竹の伐採等の行為が規制される。

1-3. 空家・空地対策の方針

人口減少に伴い急増が危惧される空家や空地について、その発生要因や実情を踏まえた上で、居住環境と賑わいの維持に向けて、笠間市空家等対策計画に基づき、管理不全の空家の除却や都市の既存ストックとしての利活用を促進します。

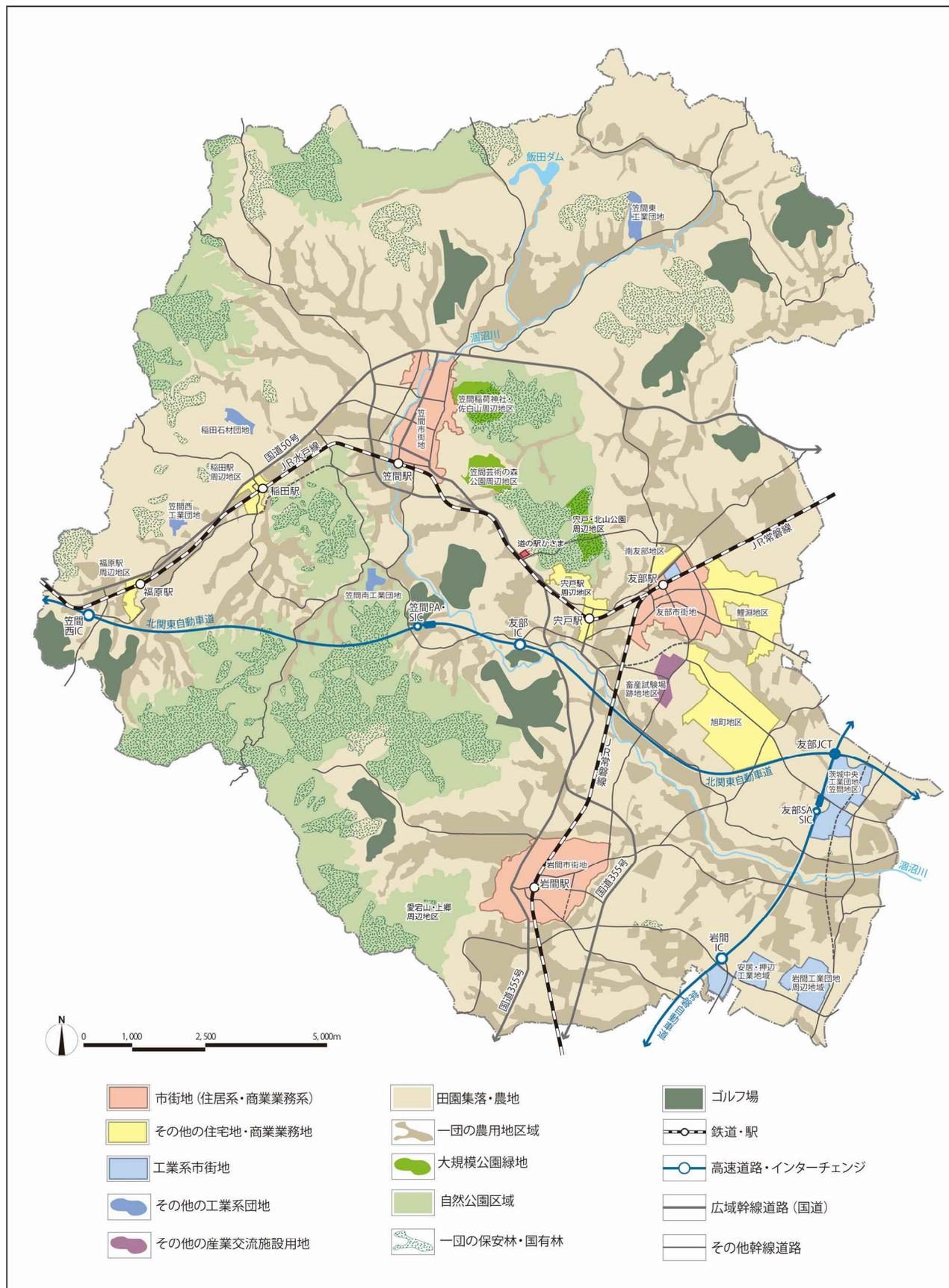
(1) 空家等対策の方針

- 空家問題に対する市民の意識啓発、発生につながる相続問題等に関する相談・支援、住宅の流通支援などにより、空家等の発生の抑制を図ります。
- 空家等の現状把握に努めるとともに、管理不全状態の抑制、解消に向けて、所有者等に対する啓発や支援を進めます。

(2) 空家や空地・施設跡地の利活用の方針

- 空家・空地バンク制度^{※1}を推進し、移住・定住化の促進につながる空家等の市場流通・利活用を促進します。
- 既存施設の老朽化、利用者の減少等により生じる施設跡地については、都市の既存ストックとして、地域の意向を踏まえつつ、様々な利活用を検討します。

^{※1}空家・空地バンク制度：市内の空家・空地を有効活用し、良好な住環境の確保や定住化の促進による地域の活性化を図り、生活環境の保全を推進するための制度。



図IV-1-1 土地利用の方針

2. 交通体系形成の方針

2-1. 道路整備の方針

国・県道や都市計画道路、主要な市道などの幹線道路の整備について、関係機関と調整し市民の日常生活における利便性や市外からのアクセス性を向上させるための道路整備を進めます。

(1) 国・県道に関する方針

- 国道50号の4車線化を促進します。
- 国道355号は未整備区間の整備と4車線化を促進します。
- 県道は国道を補完する幹線道路として、周辺都市や拠点地区との連携を担う路線を中心に、狭あい区間の整備等の交通危険箇所の解消を促進します。
- 緊急輸送道路^{※1}に指定された路線では、災害時における道路ネットワーク機能の強化を促進します。



写真IV-2-1 主要幹線道路（国道355号バイパス）

(2) 都市計画道路の配置と整備に関する方針

- 市街地(用途地域)や畜産試験場跡地地区等の拠点開発との連携のとれた都市計画道路の配置を検討し、都市構造に対応した道路ネットワークを構築します。
- 未整備の都市計画道路の整備を推進します。
- 都市計画決定後、長期間にわたって未着手となっている路線については、県のガイドラインに沿って都市計画道路を見直します。

(3) 交通結節機能に関する方針

- 鉄道と自動車交通の乗り換え利便性を向上させるため、友部駅・笠間駅・岩間駅と連携する道路や駅周辺の歩行空間の整備を促進します。
- 特に友部駅については、笠間市の玄関口として都市機能の充実に向け、アクセス道路の機能充実、無電柱化やバリアフリー化などの歩行空間の快適化を進めます。
- 高速道路ICや茨城空港との連携を強化する路線の整備を促進するとともに、市内観光地へのアクセス向上と周辺渋滞の緩和に向け、北関東自動車道笠間PAへのスマートIC^{※2}の整備を促進します。
- 新たなゲートウェイ^{※3}となる道の駅かさまについては、市内の観光施設・広域交通網と連携した、市民や来訪者が交流する場としての活用を図ります。

※¹緊急輸送道路：災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路。

※²スマートIC：ETC専用のインターチェンジ。

※³ゲートウェイ：玄関口。道の駅かさまでは、「笠間のゲートウェイ(玄関口)」をコンセプトとして掲げている。

(4) 生活道路整備に関する方針

- 市内における生活利便性の向上を図るため、笠間、友部、岩間の市街地を連携する生活道路の整備を推進します。
- 市街地における狭あい道路^{※1}の解消を図るとともに、市街地と集落を連携する市道の整備を推進します。

(5) 安全・安心な道路環境づくりの方針

- 市街地内道路については、バリアフリーの観点から人にやさしいまちづくりを目指し、段差の解消や歩道幅員の確保を図ります。
- 住宅地内の道路や通学路では、狭あい区間の解消、交通危険箇所の解消等に努め、歩行者が安全・安心に通行できる道路づくりを進めます。
- 緊急輸送道路に指定された路線では、災害に強い道路づくりを進めます。
- 笠間市自転車活用推進計画に基づき、市街地や観光施設を回遊するネットワークと、日常生活等における安全・安心なネットワークを踏まえた路線の設定・検討による、暮らしと観光が融合した魅力ある自転車及び歩行者空間の環境整備を進めます。

(6) 道路施設の維持管理の方針

- 道路施設の維持管理に起因する事故等を未然に防ぐため、適切な維持、保全に努めます。
- 既存施設の維持管理に関する履歴や整備要望等について整理を行うとともに、整備の優先順位、予防保全の考え方を踏まえた長寿命化等について検討し、効率的な維持管理に努めます。
- 道路里親制度^{※2}を活用し、市民や企業との協働による、道路等の清掃や美化活動を推進します。



写真IV-2-2 道路里親制度による美化活動

※¹狭あい道路:車のすれ違いが困難な、交通に支障のある狭い道路。

※²道路里親制度:地域住民や市民団体がボランティアで身近な道路の美化活動を行う制度。

2-2. 公共交通の方針

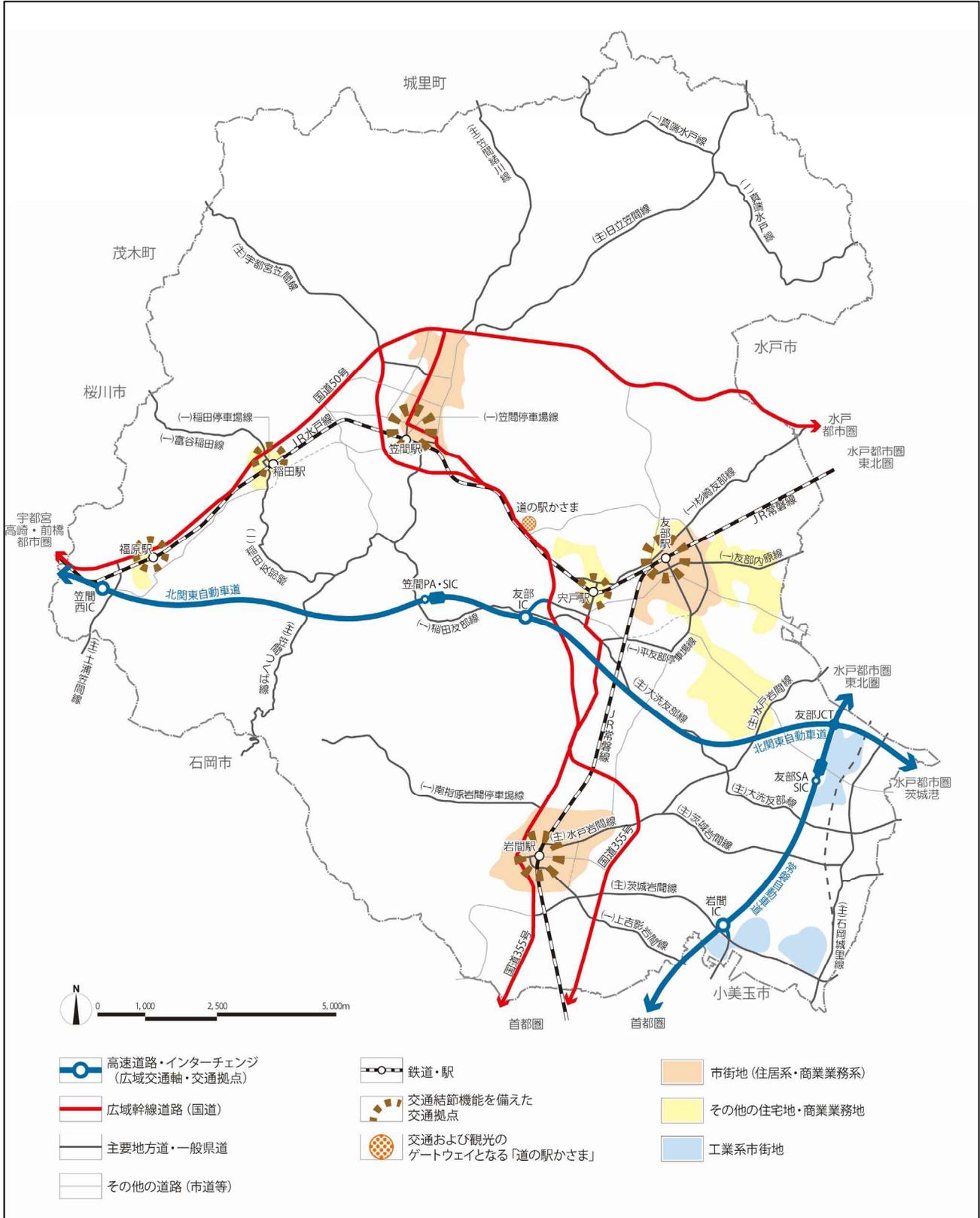
高齢社会への対応や市内外の交流を促進するため、利用しやすい公共交通ネットワークを形成し、持続可能な公共交通の実現を図ります。

- 都市内生活拠点の連携について、既存の公共交通のほか、多様な移動手段の組み合わせや導入を検討し、市民の足となる公共交通サービスの維持を図ります。
- 人や施設が集積する3地区の市街地や観光交流拠点を連携し、回遊性を高め、人と文化の交流を図ります。
- 公共交通の効率的な運行と利用促進のため、新たなモビリティサービス^{※1}の導入等により、交通結節機能の充実や駅と市街地の連携強化を図ります。



写真IV-2-3 シェアサイクル「かさま CYCLING」

※¹新たなモビリティサービス:「MaaS(マース:Mobility as a Service)」と呼ばれる、スマートフォンのアプリ等を活用し、地域住民や旅行者の移動ニーズに応じて、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを組み合わせて検索、予約、決済までを一括して行うサービス。令和3年度現在、国等において実証実験などの取り組みが行われている。



図IV-2-1 交通体系形成の方針

3. 都市環境形成の方針

3-1. 公園・緑地の方針

市民の憩いの場の確保、コミュニティ形成の促進、災害時等の避難場所として、公園の計画的な整備と緑地の保全・活用を進めます。

(1) 都市公園の配置に関する方針

- 大規模な広域公園^{※1}として笠間芸術の森公園の機能充実を促進し、地域の文化や産業と連携を図ります。
- 都市基幹公園^{※2}として笠間市総合公園を位置づけ、市民のニーズ等を考慮しながら公園機能の充実、更新を図ります。
- 住区基幹公園^{※3}については、市街地の配置及び規模に対応した適切な配置を検討するとともに、都市計画での位置づけを進めます。

(2) その他公園の配置に関する方針

- 北山公園、あたご天狗の森公園、つつじ公園等については、市民の憩いの場であることはもとより観光資源にもなっていることから、交流の拠点として、施設機能の更新、拡充と適切な維持管理に努めます。
- 開発行為等に伴い整備される公園について、適切な確保に向け指導を行います。
- 市街地等における地区計画の策定においては、周辺での公園配置等を考慮しながら地区レベルの公園・緑地や広場の地区施設としての位置づけを進めます。
- 市街地においては、オープンスペース^{※4}の確保による交流の促進や歩行者支援等の視点から歩行者動線との整合を図りながら、ポケットパーク^{※5}の確保を検討します。



写真IV-3-1 つつじ公園

※¹広域公園：主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園。

※²都市基幹公園：都市住民全般の利用に供することを目的とした公園で、総合公園・運動公園等がある。

※³住区基幹公園：主として徒歩圏内(住区)に居住する者の利用に供することを目的とした公園で、街区公園・近隣公園・地区公園等がある。

※⁴オープンスペース：都市または敷地内で、建造物の建っていない場所。

※⁵ポケットパーク：道路整備や交差点の改良によって生まれたスペースに、ベンチを置くなどして作った小さな公園。

(3) 整備と管理に関する方針

- 市街地の形成状況や地域の意向等を考慮し計画的な公園整備を進めます。
- 公園の整備にあたっては、災害時の避難場所としての機能充実やユニバーサルデザイン、パーク PFI^{※1}による施設整備について検討します。
- 笠間市総合公園や笠間芸術の森公園スケートパーク等の広域的に利用されるスポーツ施設の整備により、若年層の利用の拡大を図り、広域交流を促進します。
- 公園の施設については、安全で快適な利用を確保するため、グリーンパートナー制度^{※2}や指定管理者制度^{※3}を活用するとともに、安全対策や長寿命化対策を踏まえた、適切な維持管理に努めます。



写真IV-3-2 笠間芸術の森公園スケートパーク

3-2. 景観形成の方針

笠間の風土と営みから生まれた景観を保全・活用するため、景観に関する取り組みを充実します。

(1) 景観まちづくりの推進にあたっての方針

- 笠間市景観計画に基づき、景観の保全や魅力向上につながる取り組みを進めます。
- 緑豊かな山並み景観や農地と集落と丘陵が織りなす田園景観、伝統と地場産業が形づくる市街地景観など、地域の魅力ある歴史・文化資源を保存・活用し、行政や市民、事業者など、さまざまな主体による、市の顔に相応しい持続的な景観まちづくりを推進します。

(2) 景観形成に向けた方針

- 市街地においては、質の高い市街地空間の形成を目指し、街並みと調和したサイン等の案内施設整備や各地区の特性に応じた景観づくりを促進します。
- 市街地景観の検討にあたっては、市街地の特性や機能に応じた良好な景観を形成するため、広く市民や商店街、観光関係者等の意見を取り入れた景観形成を目指します。
- 鉄道駅や高速道路IC、幹線道路沿道等、市外からの来訪者がアクセスする空間については、心地よく迎える空間として、屋外広告物の規制誘導や適正指導に努めます。
- 公共空間の整備においては、笠間焼や稲田石等の地場産品を活用することにより、地域産業の活性化と笠間の素材を生かした空間づくりを推進します。

※¹パークPFI: 飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用しその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修を一体的に行う事業者を、公募により選定する制度。

※²グリーンパートナー制度: 公園の安全かつ快適な利用と、市民の自主的な活動の推進を図ることを目的として、公園の美化・維持管理等を行う地域団体等に対して助成をする制度。

※³指定管理者制度: 地方自治体の「公の施設」の管理運営について、民間事業者も含めた幅広い団体に委ねることを可能とする制度。

3-3. 環境保全の方針

自然環境の保全や緑地としての活用、身近な都市生活環境の向上・美化により、地球環境への負荷の低減を図ります。

(1) 自然環境の保全の方針

- 山林や平地林、その他まとまった緑地等については、当該地区の位置づけ、法規制等を考慮しながら適切な保全・活用を図ります。
- 用途地域内及び周辺においては、緑豊かな市街地環境の創出を促進するため、体系的な緑地の環境・景観の保全・活用に向けて、風致地区等の土地利用誘導方策を検討します。
- 笠間稻荷神社・佐白山周辺地区、宍戸・北山公園周辺地区、愛宕山・上郷周辺地区については、それぞれ笠間、友部、岩間に近接した、歴史・文化環境交流拠点を形成する緑地空間として位置づけ、市街地の街並み環境・景観形成との連携方策等について検討します。
- 市北部の仏頂山・朝房山を中心とする山地丘陵部では、山林自然環境の保全を図りつつ、自然と親しめる空間としての環境整備を検討します。
- 市内を縦断する涸沼川や点在するため池等、水辺の自然環境については、防災・治水施策に配慮した保全と水環境に触れる場としての活用を検討します。
- 太陽光発電施設の設置等については、施設の規模や周辺の土地利用を踏まえて、自然環境や生活環境との調和を図り、関係法令等による規制誘導や適正指導に努めます。



写真IV-3-3 ビオトープ（天神の里）

(2) 生活環境の保全・管理の方針

- 都市緑化・美化に対する市民の取り組みを支援し、ごみの不法投棄の監視活動を強化して、地域の緑化・美化を推進します。
- 住みやすく健やかな生活環境を保全・形成するため、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、土壌・地盤汚染等の公害の未然防止に努めます。
- 地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量の削減に向けて、排出量の少ない公共交通の利用促進、公共施設の再生可能エネルギーの活用を推進します。

4. 河川・排水整備の方針

健康で快適な生活環境を実現する基盤施設として、計画的かつ効率的な整備を進めます。

(1) 公共下水道等の整備に関する方針

- 公共下水道については、公共下水道全体計画に基づき計画的な整備を推進するとともに、ストックマネジメント^{※1}に基づく耐震化や長寿命化対策等の維持管理により、効率的で持続可能な事業運営に努めます。
- 公共下水道全体計画区域外においては、農業集落排水施設^{※2}への接続や合併浄化槽の普及の促進を図ります。
- 雨水排水処理については、開発事業において適正な指導を図るとともに、計画的な浸水・冠水対策を進めます。

(2) 河川・水路の整備と利用に関する方針

- 河川・水路については自然環境に配慮した整備を進めるとともに、浸水被害の軽減を図るため、あらゆる関係者により流域全体で行う流域治水に取り組みます。
- 河川等の水辺空間は動植物が生息する空間でもあることから、親水空間、自然学習空間等として多面的な利用に努めます。



写真IV-4-1 潤沼川

※¹ストックマネジメント：下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。

※²農業集落排水施設：農業集落におけるし尿や生活雑排水等の汚水、又は雨水を処理する施設。

5. 都市防災の方針

災害に強い都市環境づくりを進めるため、地域特性を考慮しつつ地域防災計画等に基づき、防災・減災のための必要な施策を実施します。

(1) 公共空間における方針

- 都市計画道路は緊急時の避難ルートとして重要な役割を果たす施設であることから、都市計画道路の整備推進と適切な管理を行います。
- 公園・緑地や公益施設等は、市街地内のオープンスペースとして計画的な整備を進めるとともに、防災倉庫や災害用トイレの設置を検討する等、災害時の一時集結場所としての機能充実に努めます。

(2) 市街地等における方針

- 市街地においては建築物に加え、塀や看板、電信柱等の工作物が多く、地震等の際には障害になることも考えられることから、災害時に想定されるリスクについて把握するとともに住民への周知を図ります。
- 笠間市耐震改修促進計画に基づき、震災に強いまちづくりに向け、住宅・建築物等の耐震化を促進します。
- 市街地における防災性の向上を図るため、防火地域や準防火地域^{※1}等の指定について検討します。
- 特に友部市街地については、県立中央病院が立地し災害時の拠点として重要となることから、病院までの道路空間の確保について検討します。
- 笠間市街地内の浸水想定区域については、河川改修等による浸水被害の軽減に併せて、避難路・避難場所の整備、避難誘導等の防災対策を推進します。
- 土砂災害警戒区域等の著しい危険が予測される区域については、災害危険性の周知徹底や建築物の建築制限等の適切な指導を行います。
- 大規模盛土造成地については、大規模盛土造成地マップの公表により住民の防災意識を高めるとともに、必要に応じて対策を検討します。



写真IV-5-1 笠間市防災のしおり

^{※1}防火地域・準防火地域：都市計画法により、都市防災上の観点から建物の構造に制限を定める地域。

6. バリアフリーとユニバーサルデザインの方針

高齢社会への対応と中核的医療施設を有する都市としてふさわしい環境づくりを推進するため、既存施設のバリアフリー化を推進するとともに、誰もが使いやすいユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりを進めます。

(1) 市街地におけるバリアフリー化の方針

- 市街地においては、公共交通の結節点、道路、拠点的医療施設の周辺地域を中心として公共空間のバリアフリー化を推進します。

(2) ユニバーサルデザインに関する方針

- 人にやさしい都市環境の創出を目指し、新たな公共施設や公共空間の整備に際しては、ユニバーサルデザインの導入を推進します。



写真IV-6-1 笠間市役所本庁スロープ
(バリアフリー)

7. 都市基盤の維持管理の方針

都市基盤の管理・修繕等に関する施策を検討し、既設の都市基盤の安全かつ効率的な維持、活用を図ります。

(1) 公共施設の安全確保に関する方針

- 公共施設での事故等を未然に防ぐため、適切な維持、保全管理に努めます。

(2) 効率的な維持管理方策の実現に向けた方針

- 公共投資が減少する中で、公共施設の新設とともに既存施設の維持管理においても効率性が重要となることから、笠間市公共施設等総合管理計画等に基づき、公共施設の再編・最適化、整備の優先順位づけ、公民連携事業^{※1}等の導入について検討します。

※¹公民連携事業：自治体と民間事業者等が連携して公共サービスの提供を行う仕組み。手法として、PFI方式、指定管理者制度、公設民営(DBO)方式、包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシングなどがある。

8. 市民協働のまちづくりの方針

行政と市民の協働によるまちづくりを促進するため、行政からのまちづくりの情報提供、まちづくりへの参加機会の提供、まちづくり組織の育成等を進めます。

(1) まちづくり意識の醸成に向けた方針

- 市民に分かりやすいまちづくりを進めるとともに、まちづくりに対する関心を高めるため、行政や市民活動、企業活動の情報提供について一層の充実を図ります。
- まちづくりにおける施策検討や事業の各段階において、市民参加の機会をつくり、まちづくりに対する意識の向上を図ります。

(2) 市民協働によるまちづくりの実現に向けた方針

- 既に多くの分野で市民組織によるまちづくりへの取り組みが進められており、まちづくりの多様な場面において、市民のまちづくり活動に対する各種支援方策を検討します。
- 交流拠点の拡充や空家・空地、施設跡地の活用促進等により、交流人口^{※1}・関係人口^{※2}を増加させ、まちづくりの担い手の拡大を図ります。

※¹交流人口：通勤や通学、観光、レジャーなどで一時的に地域と交流する人のこと。

※²関係人口：移住や観光でもなく、帰省でもない、日常生活圏や通勤圏以外の特定の地域と継続的かつ多様な形で関わる人のこと。